平成２５年（フ）第２０９号
岡山県倉敷市老松町２丁目９番22―204号
セリィバシィ老松
債務者　吉川　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７６２号
埼玉県新座市北野３丁目21番９号　ＦＯＮＴ45―207号室、旧住所埼玉県新座市東北２丁目34番９―205号
債務者　北川　正雄
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２６号
さいたま市北区本郷町1475番地　サニーヒルズ203
債務者　山崎こずえ
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２９号
さいたま市南区別所７丁目18番１号　グランディール武蔵浦和201
債務者　竹内　秩子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４０号
埼玉県加須市土手１丁目５番34号、旧住所埼玉県加須市南町４番４号
債務者　多田　栄治
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８１号
埼玉県蓮田市綾瀬24番11号　県営住宅205号
債務者　三井　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４５号
さいたま市南区内谷２丁目14番21号
債務者　岡　　真也
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県大垣市外渕２丁目66番地　外渕団地Ｂ―406
債務者　コミヤマ　ジルベルト
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
岐阜県大垣市外渕２丁目66番地　外渕団地Ｂ―406
債務者　コミヤマ　マルガレツチ　ミヤバラ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第９３３号
さいたま市中央区円阿弥３丁目７番21号
債務者　井原　裕和
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４１号
埼玉県朝霞市北原２丁目４番７号　グリナード細田302
債務者　國信　光子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４９号
埼玉県久喜市久喜北１丁目10番40号
債務者　田村　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５４号
さいたま市南区別所６丁目11番４号　ハイツ楠木大里第二―201
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５９号
埼玉県新座市新堀２丁目10番３号　ドミールマリオ301号室
債務者　中田　ヤス
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６０号
埼玉県新座市新堀２丁目10番３号　ドミールマリオ301号室
債務者　中田　幸男
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９３号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮１丁目12番41号エスハイム106号、旧住所埼玉県春日部市本田町２丁目244番地２　グレースマンション201号
債務者　佐瀬　和尚
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１５号
埼玉県蓮田市大字閏戸1847番地32
債務者　關根　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係